

休眠預金等活用審議会ヒアリング 提出資料

平成29年7月12日（水）

分野①：子ども及び若者の支援に係る活動

- ・ 学校法人インターナショナルスクール・オブ・アジア軽井沢
- ・ 特定非営利活動法人東京シューレ／東京シューレ葛飾中学校
- ・ 認定特定非営利活動法人文化学習協同ネットワーク
- ・ 農業生産法人 株式会社 耕せにつぼん
- ・ 特定非営利活動法人子育てひろば全国連絡協議会
- ・ **【ケーススタディ資料】** 経沢専門委員（株式会社キッズライン）

**質問事項1 貴団体の活動(研究・資金提供・中間支援)を通じ、何が優先的に解
決すべき社会課題と考えますか。**

グローバル化の波が押し寄せる世界において、日本でも次世代を担う若者には、より広い世界的な視座と、異なる価値観をもつ人たちと協働できる能力が必要になっています。世界的なコンサルティングファームである PwC が900社、4300人の人事及び戦略担当者を調査した「Talent mobility 2020 and beyond」によれば、世界の労働市場において、過去10年間に比べて国境を跨いで仕事に従事する従業員は約25%増加、また今後2020年までにさらに50%の増加が予想されているそうです。日本においても、少子高齢化と人口減により国内市場は、日本人のみを対象とした場合には縮小の一途をたどることが予想されており、ますます国内外において多様な人種や価値観の人と共に生活したり仕事をしたりする能力が必要になってくると考えられます。しかしながら、こうした能力を養うための真の国際教育については、後述のとおりコストが高くなるため、従来は大変な富裕層の子女のみがチャンスを与えられ、経済格差が教育格差ひいては雇用機会の格差に直結する状況を生んでいました。

**質問事項2 そのうち、行政(国・地方公共団体)が対応することが困難な課題と
は何だと考えますか。**

日本においては、高等教育ではグローバル30、中等教育においてはトビタテ留学、スーパーグローバルハイスクール、また初等教育からの英語教育など、複数の取り組みが始まっています。しかしながら、現状、日本の若者の英語力や国際的な舞台での活躍を見ると、まだまだグローバル教育は強化・推進の余地があると思われれます。こうした現状を抜本的に改善するため、英語イマージョンで、かつ、自ら考え表現することを重視する国際バカロレア(IB)カリキュラムの推進を、文科省は2013年より行っており、2018年までに200校での実施を目指していました。しかし主に教員を採用する際のコスト面などがネックとなり、現時点では15校での導入にとどまっています(インターナショナルスクールを含めても37校)。例えば、IBから開校直後にいち早く認定をいただき、世界的なリーディングIBスクールの集まりであるUnited World Collegeの日本唯一の加盟校である私共の学校では、一人の教育におよそ年間500万円のコストがかかっています(世界中から質の高い教職員を採用し、かつ、少人数でディスカッションベースの授業を重視しており、かつ多様性に触れられる全寮制での教育を実施しているため)。授業料に寮費と施設管理費を加えると年間411万円をいただいておりますが、100万円近くを学校が補填しており、加えて7割の生徒はこの授業料を全額支払える家庭環境からきていないため、部分または全額奨学金を給付しています。私学助成金によって生徒一人当たりおよそ30万円を補助いただいております。高校無償化によって、家庭の経済状況によっては年間30万円弱がさらに授業料補助として助成されていますが、これでは到底足りないというのが実情です。当校の取り組みをもっと増やして欲しい、というご要望をたくさんの方の個人の方や自治体の方からもご相談いただきますが、独自でのファンドレイジン

グ活動では一校が限界というのが正直なところです(今後、奨学金比率や授業料を若干変化させなければサステイナブルではないと考えています)。

質問事項3 休眠預金等活用法の理念を踏まえた場合、どのような手法で解決すべきと考えられますか。

上述のような教育コストが、そのまま学費に転嫁されることによって、そうした教育が富裕層のためのものになってはいけなと私たちは考えています。休眠預金等の活用によって、全てのこどもに、家庭環境や出自によらず、国際バカロレアのような真の国際教育を受けるチャンスを与えられるように、奨学金制度を創設できないでしょうか。国際バカロレア実施校のうち、文科省のいわゆる教育法第一条校は15校しか現在はありませんが、これらに合格した生徒のうち、一定の所得水準以下の家庭環境から進学を希望する生徒には、私学助成金+高校無償化手当と授業料の差額を、返済不要の奨学金として付与できる仕組みを作れないでしょうか。国際バカロレアディプロマプログラムは、30年以上前から文科省が高校卒業資格として認めているカリキュラムで、その質の高さと、論理的思考能力、表現力、社会貢献意欲、などをバランスよく培う教育は世界中で評価をされており、現在世界中で4500校以上が導入しています。

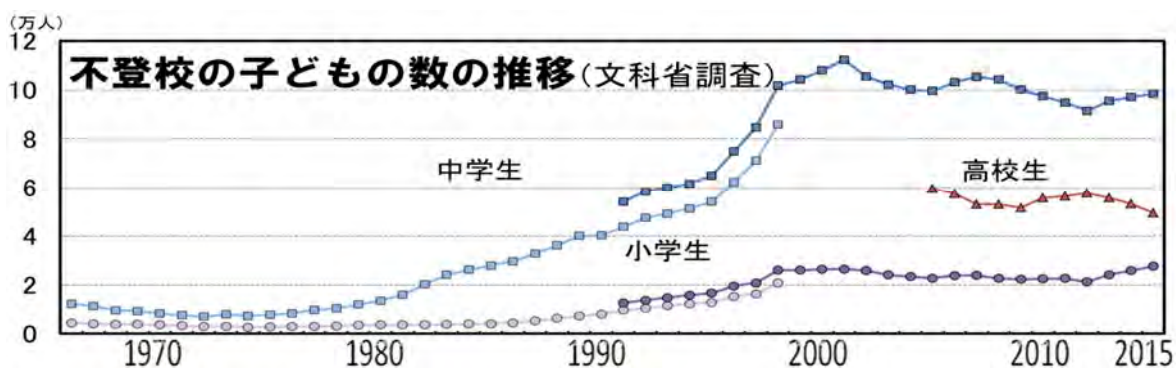
質問事項4 団体から見た活動の成果・社会的インパクトをどのように考えていますか。

繰り返しになりますが、日本の次世代を担う若者が、国内にいながらにして真の国際教育を受けられるようにすることで、日本の中長期的な国際競争力を維持する、あるいは改善することは喫緊の課題であると考えます。それだけでなく、かつて世界の中で10%以上を占めていた日本のGDP比率は、2020年には3%台になっていくと言われていています。国内の労働人口も、ピーク時の約7000万人から、今後は5000万人、あるいは4000万人をさえ割り込んでいくのではないかと予想されています。日本では、徹底した平等主義の中で、全国民の平均点をあげる教育においては一定の成果を出してきました。しかしながら、現在の急速な世界の変化を鑑みると、全国民に満遍なく、とはいかないまでも、より多様性を理解し国際的な競争力を培い、世界を舞台に活躍できる資質を身につけるための教育へのアクセスを、生徒の家庭環境や経済状況によらず提供していかななくては、国家としての未来像を描けない局面に入っているのではないのでしょうか。

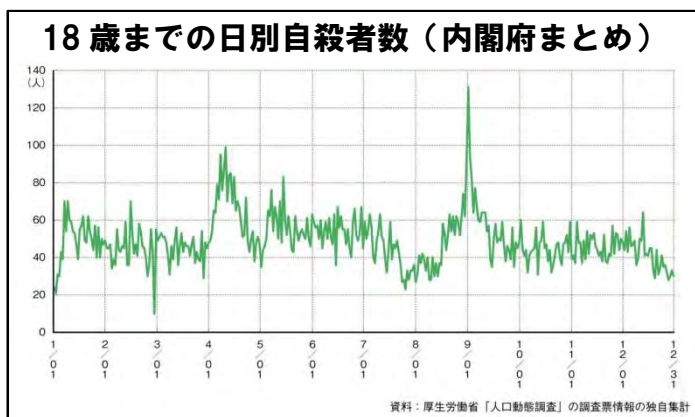
特定非営利活動法人東京シューレ 理事長奥地圭子
東京シューレ葛飾中学校 校長

質問事項1 貴団体の活動（研究・資金提供・中間支援）を通じ、何が優先的に解決すべき社会課題と考えますか。

- 一定数の子どもが、国内どの地域においても、不登校となっており、教育機会の確保（学習権保障）が十分でない現状であること



- 不登校の子どもの多くが、傷つき、苦しみ、自己肯定感・自尊心を持てずにいる現状があること
- 子どもの自殺は、長期休暇明けに多く子どもの命が失われている現状があるが、これは、どんなに学校が苦しくても学校へ行くしかない状況と関係していること



文科省フリースクール等調査 (H27.3)

- 全国: 319 団体施設(40 都道府県から回答)
- 約 7000 人が通所、うち小中学生は 4200 人
- 通所人数 平均 13.6 人
- 入会金 平均 5.3 万円、会費平均 3.3 万円/月
- 平均開室 週 4.6 日
- NPO法人運営が 46%
- フリースクール等を紹介している教育委員会
調査回答 288 自治体中、21 自治体

- 不登校や学校以外の学習の場として、長年、フリースクール等が期待されて実績も上がっているが、数が少なく、家庭で自力で探すことがほとんどで、必要とする親子が選択しにくい現状であること
- NPOによるフリースクール等が多いが、運営において公費支援が制度上無く、民間の自己努力だけでは限界があり、十分な教育環境が作りにくいこと

質問事項2 そのうち、行政（国・地方公共団体）が対応することが困難な課題とは何だと考えますか。

- 2016年12月「教育機会確保法」が成立し、「学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援」が盛り込まれたが、フリースクール等への財政支援の道は実現しなかったこと（努力規定にはなっている）
- フリースクール等の民間教育機関施設に対する公費助成は、多くの市民・議員・メディアから支持されてきたが、国会での議論は、憲法89条の制限により「実現は極めて困難である」と、停滞していること
- フリースクール等の学校以外の学習の場の運営は、NPO等の民間にノウハウの蓄積があり、行政にはほとんどないこと

質問事項3 休眠預金等活用法の理念を踏まえた場合、どのような手法で解決すべきと考えられますか。

- フリースクール等への公費による補助助成が困難であるため、それに代わる運営費の補助助成を実施する
- フリースクール等を増やすため、中間支援組織づくりや運営に資金提供し、スタッフの人材養成、フリースクール等立ち上げ支援等を実施する
- フリースクール等の質の保証および公益性を担保するため、相互評価（アクレディテーション）機関の設立及び運営を支援し、その評価に基づく適正な資金提供を実施する
- 文科省フリースクール等検討会議最終報告において、フリースクール等の関係者による中間支援組織の形成、相互評価による質の向上の方向が示され、平成29年度文科省調査研究委託「民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究」（東京学芸大学）において、中間支援組織と相互評価のあり方に関する研究が行われている。国の方向性と研究成果等にもとづく指標や基準を用いて、資金分配団体において、フリースクール等の分野に特化したプログラムをつくり、資金分配する

質問事項4 団体から見た活動の成果・社会的インパクトをどのように考えていますか。

- 地域に学校以外の学習の場が増え、親子が、心理的・経済的に選択しやすくなり、フリースクール等で学ぶ子どもが増える
- 不登校に苦しむ子どもが減り、学校以外でも自信・自己肯定感を培いながら成長・自立していく子どもが増える
- いじめなどがあっても学校は休めない、行くしかない、自分に合わなくても学校で学ぶ道しかないという価値観が変わり、学校との関係で自殺する子どもが減る
- 「教育機会確保法」にもとづく公民連携の施策が促進される
- 学校以外の多様な学習の機会を確保することは、教育全体の多様性も拡大し、多様な人材が育つ社会づくりに貢献する

以上

ヒアリング資料

ひきこもり・ニートの若者を社会参加・就労支援につなげる「若者支援ファンド」(仮)の創設を

認定 NPO 法人文化学習協同ネットワーク 佐藤洋作

質問事項1 貴団体の活動(研究・資金提供・中間支援)を通じ、何が優先的に解決すべき社会課題と考えますか。

- ◎私たちの団体(認定 NPO 法人)は40年以上にわたって子ども・若者の学習支援や自立支援に携わってきた。近年では地域若者サポートステーション事業(サポステ)や困窮者自立支援事業における若者政策の委託実施団体として活動してきた。その取り組みを通して、とりわけ海外の制度との比較において痛感してきた課題を提案させていただく。
- ◎2016年の若年無業者(≡ニート)総数は15~39歳で77万人に上り、とりわけ35-39歳の「高齢ニート」は漸次増加傾向を示し、若年無業の若者が高齢化していることを示している。本格的若者政策が開始されて10数年が経過し、この間さまざまな支援サービスが生み出されてきたが、しかしながら若者がそのサービスに十分にはアクセスできていないことの結果でもある。またサポステ全国160ヶ所の2016年実績における登録者数22,885人は公的雇用サービスの捕捉率が77万人のわずか3%にすぎないことは現行の施策の限界を示すものである。さらには、就職者数14,157人の70.8%は非正規就労であり、たとえ就労したとしてもすぐに失業状態に舞い戻ってしまう可能性が高いことも解決しなくてはならない。「**若者支援サービスの低捕捉率をどのようにして高めるか?**」、あるいは「**安定した就労やキャリアアップにはつながらない状況をどう克服するか?**」などが若者支援の現場が抱える構造的な課題であるが、なによりも若者が支援サービスにアクセスする可能性を高めることが若者支援促進のための前提となる。

質問事項2 そのうち、行政(国・地方公共団体)が対応することが困難な課題とは何だと考えますか。

- ◎若者の支援サービスへのアクセスを阻んでいるのはそのアクセスを支える経済的支援の欠如である。交通費も雇用サービスを受ける間の生活も親がかりのままである。若者への所得保障は単に給付だけでなく、職業紹介、カウンセリング、職業訓練など、若者のニーズに応じて必要な雇用サービスを提供する機会になる。所得保障と連携した雇用サービスが必要であるが、我が国には雇用保険への拠出をしていない若者には失業保険の給付はなく、もちろん稼働可能な若者には社会扶助(生活保護)の給付もない。ひきこもりがちな若者が活性化していくインテンシブがない。行政の所得保障制度が現行のままである限りは、ひきこもり・ニートの若者に対するなんらかの経済的支援が必要である。
- ◎失業給付を受け取る対価としてさまざまな社会参加や就業能力向上のための活動をワン・ストップ・サービスで提供するアクティベーションは各国で積極的に取り組まれ成果を上げている。参照:樋口明彦「若者政策における所得保障と雇用サービスの国際比較」(宮本みち子編『す

べての若者が生きられる未来を』岩波書店、2015年所収)

- 2011 年から「求職者支援制度」が導入され、雇用保険を受給できない求職者に対して①職業訓練の機会、②訓練期間中の給付金(職業訓練受講給付金)、③就労支援サービスが提供されることになった。雇用保険を拠出していなくても給付される「職業訓練受講給付金」であるが、受給には厳しい壁があり受給する割合は低い。まず職業訓練の受講者に絞った給付であり、同時に非常に選別的であることが低捕捉率の理由である。この求職者訓練制度は雇用保険制度から1/2財源が当てられており、その結果、職業訓練により4か月以内に就労につながる成果が見込める若者に限定した事業という絞り込みがあり、ただちに就職にはつながらない、ひきこもり・ニートの若者が活用できる制度ではない。当然講座受講のインテンシブは低くなる。このようなサービスの供給体制はさまざまな障壁を抱え、最も重いニーズを持った若者こそ、最もサービスを利用することが難しいという逆説を招き、サービスを一番必要としているひきこもり・ニートの若者に届かない矛盾がある。居場所を通じた多様なボランティアなどの社会参加体験や移行的労働市場への「就労」や就労準備訓練などを通じた就労活動への活性化など、ひきこもり・ニートの若者を育てる弾力的で柔軟なカリキュラムを構成する必要がある。そのためには、雇用保険制度から分離独立した制度が必要であり、若者のニーズに応じた弾力的で包括的な社会参加支援・職業訓練制度を支える別財源が必要となる。

質問事項3 休眠預金等活用法の理念を踏まえた場合、どのような手法で解決すべきと考えられますか。

- ひきこもりやニートの若者の社会参加や雇用サービスへのアクセスを支援する経済給付の原資となる「若者支援ファンド」(仮)を創設する。
- 若者への経済支援は若者支援団体や職業訓練などの実施団体を通して給付する。

【ファンドからの給付対象】

- ①雇用サービスにアクセスするための交通費などの活動経費への給付金
- ②職業訓練受講期間の職業訓練受講給付金(貸与型も含む)、など

質問事項4 団体から見た活動の成果・社会的インパクトをどのように考えていますか。

- 「若者支援ファンド」(仮)の創設は
 - ①ひきこもったり立ちすくんだりしている若者が社会参加や求職活動などの社会サービスを活用するための基盤になる。
 - ②それを原資としたエビデンスを生み出し、さらに個人・団体・企業からの寄付などによって増資が可能になりファンド運営を維持していくことができる。
 - ③雇用サービスへの捕捉率を高める所得保障を当面代替するものであり、将来の制度化への環境を整備するものになるであろう。